

令和6年度 県・市町村による住宅建設等への支援制度

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
福島市	都市政策部 住宅政策課 住宅政策係 (024-525-3734)	木造住宅耐震診断促進事業	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/jyuutaku-seisaku/kurashi/jutaku/sindan/sindan.html	耐震化	その他	木造住宅の耐震診断希望者に、福島市が委託した建築士を派遣し耐震診断を実施する。 支援額156,000円(住宅の延床面積や建物平面図の有無により自己負担額が変わります)	(以下の要件をすべて満たす福島市内の木造住宅) 1 所有者が自ら居住するまたは住宅を購入し、購入者自らが居住する予定の専用若しくは併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの)であること。 2 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅 3 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による木造3階建て以下かつ400平方メートル未満の住宅 4 過去に、福島市による耐震診断等を受けていない住宅
福島市	都市政策部 住宅政策課 住宅政策係 (024-525-3734)	木造住宅耐震改修等助成事業	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/jyuutaku-seisaku/kurashi/jutaku/sindan/kaisyuu.html	耐震化	補助金	木造住宅の耐震改修工事費の一部を助成する。 ○一般耐震改修工事耐震改修工事費の5分の4以内(最大100万円) ○簡易・部分耐震改修工事耐震改修工事費の5分の4以内(最大60万円) ○現地建替工事費(耐震改修工事費用相当分)の5分の4以内(最大100万円) ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額	(以下の要件をすべて満たす福島市内の木造住宅) 1 所有者が自ら居住するまたは住宅を購入し、購入者自らが居住する予定の専用若しくは併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの)であること。 2 工事の着手が昭和56年5月31日以前であるもの 3 地上階数が3以下のもの 4 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法によって建築されたもの 5 建築基準法令に違反していないもの 6 耐震診断をした結果、耐震基準を満たしていないもの 7 同一敷地内に現行基準を満たす住宅を新築すること(現地建替工事に限る) 8 省エネ基準に適合すること(現地建替工事に限る)
福島市	都市政策部 住宅政策課 空き家対策係 (024-573-2751)	福島市空き家リフォーム支援事業	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/jyuutaku-seisaku-akiya/riformu.html	空き家	補助金	空き家の購入者が、自らが居住するために行うリフォーム費用を補助する。 《補助額》・補助対象経費の2分の1以内かつ最大150万円 ・空き家バンク物件のリフォームの場合20万円加算 (リフォームの補助対象経費が300万円以上の場合に限る)	【対象者】 ・移住者 2年以内に市外から転入した方 ・新婚世帯 婚姻の届出から5年以内の夫婦で、いずれかが39歳以下の世帯 ・子育て世帯 18歳未満の未就労の子どもがいる世帯 【対象住宅】 ・市内に存する戸建住宅(住宅の用に供する部分の床面積が述べ面積の2分の1以上の併用住宅を含む。)のうち、1年以上居住その他の使用がなされていない空き家 【対象工事等】 ・空き家の修繕・補強、間取りの変更、バリアフリー改修、設備改修、断熱回収 など
福島市	都市政策部 開発建築指導課 指導係 (024-525-3764)	ブロック塀等撤去助成事業	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kaihatsu-shidou/machizukuri/kenchiku/shidou/subsidy/burokutekkyo-joyosei.html	耐震化	補助金	地震等により転倒のおそれのあるブロック塀等の撤去費用の一部を助成する。 補助対象事業 (1) ブロック塀等の全部を取り壊し撤去する事業 (2) ブロック塀等の一部を撤去し、安全が確保される事業 補助金の額は次の(1)と(2)のいずれか少ない方の額とし、上限は10万円とする。 (1) ブロック塀等の撤去に要する経費の2分の1の額 (2) 補助の対象となるブロック塀等の延長1平方メートルあたり5千円を乗じて得た額 ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額	(主な要件) (1) 市内にあるもの (2) 個人が所有するもの (3) ブロック塀等(コンクリートブロック塀、レンガ塀、石塀、その他の組積造の塀)で地震等により倒壊のおそれのあるもの (4) 道路に面し、道路からの高さが80センチメートル以上であるもの (5) 市内に本店又は支店を置く施工者による工事であること (6) 市税を滞納していないこと
福島市	都市政策部 開発建築指導課 指導係 (024-525-3764)	建築物吹付けアスベスト調査助成事業	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kaihatsu-shidou/machizukuri/kenchiku/shidou/subsidy/asubesuto-joyosei.html	環境対策	補助金	市内にある建築物に施工された、吹付けアスベストのおそれがある建材のアスベスト含有分析調査に要する費用を助成する。 【補助額】 分析調査に要する費用(限度額25万円)	【対象者】 ・建築物の所有者 ・市税を滞納をしていない者 【対象要件】 ・吹付けアスベストが施工されているおそれがある建築物 ・所定の分析方法に基づき実施されるものであること ・建築物石綿含有建材調査者による調査であること

※詳細については、各担当課の窓口にご直接お問い合わせください。(一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。)

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
福島市	都市政策部 下水道室 下水道総務課 浄化槽係 (024-525-3768)	浄化槽設置整備事業	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/gsoomu-js/zyoukasouhozokinn.html	環境対策	補助金	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の普及促進を図っている。 設置費の補助(〔 〕は新築の場合、[]は右欄(5)に限る) 5人槽 : 332,000円 [166,000円] [415,000円] 7人槽 : 414,000円 [207,000円] [517,000円] 10人槽 : 548,000円 [274,000円] [685,000円] 撤去費の補助(改造の場合のみ) 単独処理浄化槽の撤去 75,000円 くみ取り便槽の撤去 60,000円 宅内配管工事費の補助 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換に限り 上限 300,000円 雨水貯留槽設置の補助 転換に伴い単独処理浄化槽を一時貯留槽に利用する場合 30,000円	(1)下水道整備事業認可区域外及び農業集落排水事業区域外等で、専用住宅等に浄化槽を設置する方。 (2)市税に滞納がない方。 (3)年度内に浄化槽の工事を完了できる方。 (4)単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換に伴い、宅内配管工事を施工する方。 (5)下水道整備事業認可区域を除く市街化区域で、既存の専用住宅等の単独処理浄化槽又はくみ取り便槽から合併処理浄化槽への転換をする方。 ※ただし、上記(1)、(2)、(3)に該当する場合でも、従前に合併処理浄化槽を使用している場合は対象外となります。
福島市	都市政策部 下水道室 下水道管理センター 管路管理係 (024-535-1807)	排水設備設置資金融資あっせん制度	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/gkanri-kanri/kurashi/suido/jokaso/haisu isetsubi/1905.html	環境対策	利子補給	処理区域内の方々に1日も早く公共下水道に直結する工事をしていただくため、融資あっせん制度を設け、普及促進を図っている。(1)自宅60万円以内(2)貸家やアパートなど1戸当り最高45万円で、200万円以内(工事金額の範囲内で10万円以上で1万円単位で融資)※建物内のリフォーム費用は除きます。	(1)住宅のくみ取り便所の改造又は、し尿浄化槽を廃止して、汚水を公共下水道に接続しようとする方。(2)自己資金のみで、工事費を一時に負担することが困難な方。(3)市民税、固定資産税、下水道事業受益者負担金等を滞納していない方。(4)償還能力のある方。※住宅を新築・改築する方、又は法人名義の建物の方は、制度の対象から除かれます。
福島市	環境部 環境課 温暖化対策推進係 (024-525-3742)	脱炭素住宅整備助成事業	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/kankyo-o/machizukuri/shizenkankyo/saiseenergy/hojojose/20240401.html	省エネルギー化	補助金	脱炭素に貢献する設備の設置費の一部を助成する。 ○助成金額 1.住宅用太陽光発電システム:40,000円(上限) 2.家庭用定置型リチウムイオン蓄電池システム:蓄電容量1kWhあたり10,000円(上限100,000円) 3.電気自動車充電設備(V2H機器):100,000円(上限) 4.ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS):10,000円(上限) ※1.住宅用太陽光発電システムと同時申請が必要 5.家庭用電気自動車充電設備:補助率3分の1(上限20,000円)	以下の1及び2に該当する方 ただし、初期費用0円モデル及びリースによる設置を除きます。 1.自ら居住する市内の住宅(専用住宅又は延床面積の2分の1以上を住宅のように供する店舗等併用住宅)に設備を設置した方又は設備が設置された自ら居住する市内の新築住宅を購入した方 2.次の各号のいずれにも該当する方 (1)次のアからウのいずれかに該当する方 ア 当該住宅が設置者の所有であること。 イ 当該住宅が設置者の所有でない場合は、設備設置及び助成金申請に関して当該住宅所有者の承諾を得ていること。 ウ 当該住宅が設置者とその他の者との共有の場合は、設備設置及び助成金申請に関して共有者全ての承諾を得ていること。 (2)当該住宅を借用していない方 (3)市税等を滞納していない方 (4)当該住宅の敷地に住所を有する方 ※助成対象者が単身赴任その他の理由により一時的に市内に住所を有しない場合は、助成対象者と生計を一にする方(当該住宅の敷地に住所を有する方に限る。)を助成対象者とみなす。
福島市	市民・文化スポーツ部 定住交流課 出会い定住応援係 (024-572-5451)	福島市結婚新生活支援事業	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/tkoryu-deai/kurashi/kekonshinseikatsu.html	住宅新築・取得	補助金	新婚世帯に対し、婚姻を機に要した住居費(住宅取得・リフォーム・賃貸住宅の初期費用及び家賃)及び引越費用の一部を補助する。 【補助額】 1.スタートアップ支援 ・賃貸住宅初期費用(敷金・礼金・仲介手数料):15万円まで ・住宅取得(住宅購入費、工事請負費):30万円まで ・リフォーム(住宅の機能の維持・向上を図るための工事費用):30万円まで ・引越費用のみ:15万円まで 2.家賃支援 ・家賃(賃料と共益費):月額2万円まで(実支出額の1/2を補助) ※婚姻日によって、受けられる補助が異なりますので詳細はホームページをご確認ください。	【対象者】 ・令和3年5月1日～令和7年3月31日までの間に婚姻した夫婦 ・婚姻日時時点の年齢が夫婦ともに39歳以下 ・令和6年度(令和5年中の収入に対するもの)の夫婦の所得合計が500万円未満。奨学金を返済している場合には、所得から控除することが可能。 なお、スタートアップ支援の一部(賃貸住宅初期費用、引越費用)については、所得制限なし。 ・申請日において、夫婦双方が福島市に住民登録しており、双方の住民票が申請の対象住宅になっていること。 ・住宅及び引越について他の公的補助金等を受けていないこと。 ・過去に本制度に基づく補助金を受けていないこと。また、転入者においては、他の自治体で同様の補助を受けていないこと。 ・市税等の滞納をしていないこと。 【補助対象期間】 令和6年4月1日～令和7年3月31日までの期間に支払った経費

地方公共 団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
福島市	水道局 給水課 給水装置係 (024-535-1126)	鉛製給水管取替工事補助金交付 制度	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/suidou/?p=36492	その他	補助金	給水装置の鉛管を取替える場合に必要経費の一部を補助する制度を設け、鉛製給水管解消を図る。 (1) 公道部 工事費の全額 (2) 宅地部 工事費の1/2で5万円以内 (1)、(2) 同時施工の場合は、それぞれ合算した額	(1) 鉛製給水管取替工事をしようとする住居等の所有者の方 (2) 市税・上下水道料金を滞納していない方
福島市	水道局 給水課 給水装置係 (024-535-1126)	配水管布設工事助成制度	https://www.city.fukushima.fukushima.jp/suidou/?p=42541	その他	補助金	給水申込みをする方が、給水装置の新設工事に併せて配水管布設工事を施行し、工事完成後、寄附を条件に当該工事に係る配水管布設費用の全額又は一部を助成する。 (1) 1戸当りの水道管布設延長が20m以下の場合 対象工事費全額を助成 (2) 1戸当りの水道管布設延長が20mを超える場合20mまでは、対象工事費全額を助成、20mを超える部分は、対象工事費の1/2を助成 (3) (1)、(2)に併せて輻輳管解消する場合、新設管への切り替え工事費全額	福島市の給水区域内において、 (1) 井戸水などの自家用水道から水道へ切り替える方 (2) 新築住宅の建築主(ただし、法人・営利目的を除く) (3) (1)、(2)の方の工事に合わせて輻輳管を解消する方 (4) 1申請あたり対象戸数が3戸以上であること
二本松市	総務部 秘書政策課 総合政策係 (0243-24-7120)	二本松市移住促進住宅取得奨励 金支給事業	https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page007224.html	住宅新築・ 取得	補助金	契約時の年齢が39歳以下の方…最大36万円※奨励金の額は補助対象住宅の取得契約額の1/10に相当する額。※同居される方に新婚世帯家賃助成金を支給されたことがある方がいる場合は、新婚世帯家賃助成金として支給された額を差し引いた額。	令和5年4月1日以降に新築住宅の取得契約を締結、または中古住宅取得契約を締結し二本松市外から新たに転入して、令和6年4月1日以降に住宅を取得する方(主な要件)①契約日において、申請者の年齢が39歳以下。②配偶者または年齢が18歳未満の子を有していること。③市内業者と契約し建設した新築住宅を取得すること。(県外転入者はこの限りではない。)中古住宅の場合は、市内の不動産事業者が所有する物件を取得、又は市内の不動産業者の仲介により住宅を取得すること
二本松市	総務部 秘書政策課 総合政策係 (0243-24-7120)	二本松市多世代同居住宅改修助 成金支給	https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page007221.html	同居対応	補助金	助成対象工事に要する費用が20万円以上で、その工事費用の2分の1の額(千円未満に端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、36万円を上限。ただし、同居する方に新婚世帯家賃助成金を支給されたことがある方がいる場合には、この助成金の額から新婚世帯家賃助成金の額を差し引いた額。	主な要件①新たに三世代以上が同居している者であること。②新たに多世代同居をするための住宅のリフォーム工事で、令和6年4月1日以後に市内の業者と契約して工事施工し、原則として令和7年3月31日までに工事を完了し、実績報告すること。
二本松市	総務部 秘書政策課 総合政策係 (0243-24-7120)	二本松市空き家改修助成金	https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page001080.html	空き家	補助金	改修に要する費用が20万円以上の工事(台所、浴室、便所、内装、屋根等)に要する費用の2分の1の額(最大50万円)を助成します。	主な要件①申請日に20歳以上であること。②空家の売買契約締結した日から起算して1年以内に申請すること。③売買契約日から起算して3年前までに本人、同一世帯員等が二本松市に定住した者又は予定の者で、定住した日から起算して2年前までに、本市の区域内に住所を有していないこと。④空き家の所有者の3親等以内の親族でないこと。⑤改修を行う空き家に、助成金の支給を受けた日から5年以上定住する意思のあること。
二本松市	総務部 秘書政策課 総合政策係 (0243-24-7120)	来てにほんまつ住宅取得支援事 業補助金	https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page002453.html	住宅新築・ 取得	補助金	補助基本額140万円に以下①～④に該当する場合最大60万円を加算した額①契約日において年齢が40歳未満の者が住宅を取得 20万円②二本松市創業支援空き店舗等活用事業等の補助を受けている場合 20万円③補助対象住宅の建築を市内の事業者が行う場合 20万円④長期優良住宅の認定あり 20万円	支給対象者①永住する意思をもって居住する県外移住者②1年前までに本市に住所を有していないこと。③事業完了年度の翌年度から3年間以上、補助対象住宅に居住すること。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
二本松市	市民部 生活環境課 環境衛生係 (0243-55-5103)	二本松市住宅用太陽光発電設備等設置費補助金	https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page001966.html	省エネルギー化	補助金	住宅用太陽光発電システム又は蓄電池システムを設置する方に最大4万円補助 (太陽光発電システムか蓄電池システムどちらか一方に補助) 【太陽光発電システム】 公称最大出力1kWあたり1万円(最大4万円) 【蓄電池システム】 蓄電容量1kWhあたり1万円(最大4万円)	【太陽光発電システム】 ①自ら居住する市内の住宅に太陽光発電システムを設置すること。 ②太陽光発電システムの最大出力が10kW未満であること。 ③FITに基づく余剰電力売電を行っていること。 ④太陽光発電システム取得のための契約締結日が令和5年4月1日以降で、FITに基づく太陽光発電給付契約確認書の受給開始日及び領収書の日付が令和5年4月1日から令和7年3月14日までのものであること。 ※このほか、納税要件等あり。 【蓄電池システム】 ①自ら居住する市内の住宅に蓄電池システムを設置し、太陽光発電システムと接続すること。 ②接続する太陽光発電システムがFITに基づく余剰電力売電を行っていないこと。 ③蓄電池システム取得のための契約締結日が令和5年4月1日以降で、領収書の日付が令和5年4月1日から令和7年3月14日までのものであること。 ④設置する蓄電池システムが一般社団法人環境共創イニシアチブに国の補助対象設備として登録されていること。 ※このほか、納税要件等あり。 ※申請期限 令和7年3月14日まで
二本松市	建設部 上下水道課 水道施設係 (0243-55-5137)	生活用水確保対策事業	https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/page/page000580.html	その他	補助金	生活用水確保のためのボーリングさく井工事に要する費用の一部を補助 ○個人利用 ボーリングさく井工事等に要する費用の2分の1以内(上限額70万円) ○共同利用 ボーリングさく井工事等に要する費用の4分の3以内(上限額1戸あたり100万円)	給水区域の認可を受けた区域以外の全域の補助対象地域内において自らが居住し、居住するためにボーリングさく井工事を行う者
二本松市	建設部 上下水道課 下水道管理係 (0243-55-5138)	二本松市下水道排水設備等設置融資資金利子補給制度	https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/kurashi_tetsuduki/suido_gesui/gesui/page000297.html	環境対策	利子補給	排水設備工事に伴い指定金融機関から工事資金の融資を受ける場合に、融資額に対する利子の補給を行う。 (融資条件は各金融機関の定めによる) ○工事1件につき10万円以上80万円以内(集合住宅は1戸あたり10万円以上80万円以内で240万円を限度)の融資額に対する利子	①下水道に接続する為の工事 ②下水道接続に合わせて、くみ取便所を水洗便所に改造する工事
二本松市	建設部 上下水道課 下水道管理係 (0243-55-5138)	浄化槽雨水貯留施設転用助成金	https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/kurashi_tetsuduki/suido_gesui/gesui/page000297.html	環境対策	補助金	下水道接続に伴い不要となる浄化槽や便槽を、雨水を貯留するための貯留槽に改造し、その貯留水を有効利用する方に助成金を交付 ○改造経費の2分の1以内で、5万円を限度	公共下水道認可区域内で、下水道接続に伴い不要となる浄化槽や便槽を、雨水を貯留するための貯留槽に改造し、その貯留水を有効利用するためのポンプ等の設備を設ける容量200リットル以上のもの
二本松市	建設部 上下水道課 下水道管理係 (0243-55-5138)	二本松市浄化槽設置整備事業	https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/kurashi_tetsuduki/suido_gesui/gesui/page000252.html	環境対策	補助金	浄化槽の新設または転換の場合に補助金を交付 【新設】 5人槽 166千円 7人槽 207千円 10人槽 274千円 【転換】 5人槽 332千円 7人槽 414千円 10人槽 548千円 撤去費 45~60千円 宅内配管工事費補助 上限300千円	下水道供用区域以外で10人槽以下の浄化槽設置

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
二本松市	建設部 建築住宅課 住宅係 (0243-55-5133)	民間木造住宅耐震診断		耐震化	補助金	旧耐震基準で建築された木造住宅の所有者、賃借者又は購入予定者が耐震診断を希望する場合、診断者を派遣。 診断費用(約15万円)から住宅の面積に応じた自己負担額(120㎡未満:6,000円。120㎡以上200㎡未満:7,500円。200㎡以上:9,000円)を除いた額を補助。	対象となる住宅(以下の①~③全てに該当する住宅) ①昭和56年5月31日以前に着工された専用住宅又は併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が1/2以上のもの) ②在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等により建築された木造3階建て以下の住宅 ③過去に、市事業による耐震診断を受けていない住宅
二本松市	建設部 建築住宅課 住宅係 (0243-55-5133)	民間木造住宅耐震改修		耐震化	補助金	耐震診断により耐震改修が必要と診断された住宅を対象に改修費用の一部を補助。 ○一般改修 工事費×1/2=補助金(限度額100万円) ○現地建替 耐震改修工事に要する費用相当額工事費×1/2=補助金(限度額100万円)	耐震診断により耐震改修が必要と診断された住宅 対象となる住宅(以下の①~③全てに該当する住宅) ①昭和56年5月31日以前に着工された専用住宅又は併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が1/2以上のもの) ②在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等により建築された木造3階建て以下の住宅 ③過去に、市事業による耐震改修を受けていない住宅
二本松市	建設部 秘書政策課 総合政策係 (0243-24-7120)	住んでにほんまつ空き家対策総合支援事業補助金		空き家	補助金	福島県外からの移住者、二地域居住者、市内居住の子育て世帯、新婚世帯などの空き家改修・除却・状況調査費用の一部を支給。 【補助金額】※補助対象経費の1/2 ・空き家の改修等 最大240万円 ・空き家の除却等 最大80万円 ・空き家の状況調査 最大4万円	【基本条件】 ①補助対象者が自ら居住するために購入等を行った空き家であること ②交付申請年度以内に事業が完了すること 等 【対象者】 ①県外移住者 ②二地域居住者 ③市内に居住している子育て世帯 ④市内に居住している新婚世帯 ⑤東日本大震災の被災者・避難者 ⑥既空き家居住者
二本松市	保健福祉部 子育て支援課 子育て支援係 (0243-55-5094)	二本松市結婚新生活支援事業	https://www.city.nihonmatsu.lg.jp/ijyu_teijyu/ku_rasu/page001449.html#deai	住宅新築・取得	補助金	新たに市内に住宅を取得または民間賃貸住宅を借りる新婚夫婦に対し、経費について一部助成。 【補助対象経費】新婚世帯が新たに住宅物件を取得する費用(建物の購入費)・民間賃貸住宅物件の賃借に係る賃料・民間賃貸住宅の賃貸借契約の締結に伴い支払う敷金、礼金、共益費、仲介手数料・住宅物件の機能の維持、向上を図るためのリフォーム費用(倉庫、車庫、門扉、家電設置に係る経費は対象外)・運送業者等に支払う引越費用 【補助金額】夫婦双方共に29歳以下:上限60万円、左記以外:上限30万円※所得要件等あり 【申請期限】令和7年3月31日	対象となる世帯 ・夫婦所得の合算が500万円未満である世帯。 ・婚姻届提出日における夫婦双方の年齢が39歳以下である世帯。
伊達市	建設部 建築住宅課 住宅管理係 (024-573-5064)	伊達市木造住宅耐震診断事業		耐震化	その他	耐震診断を希望する住宅に対し、耐震診断者を派遣する(個人負担7,000円)	(以下の要件すべてを満たすこと) ①所有者が自ら居住する住宅 ②工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅(併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの)含む)であること ※昭和56年6月1日以降に増改築等したものを除く ③在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅
伊達市	建設部 建築住宅課 住宅管理係 (024-573-5064)	伊達市安心耐震サポート事業		耐震化	補助金	市が派遣して実施した耐震診断の結果、耐震基準を満たさない住宅において耐震改修に要する費用の一部を補助する ①一般耐震改修工事に要する費用の4/5以内かつ100万円以内の額 ②簡易耐震改修工事に要する費用の4/5以内かつ60万円以内の額 ③部分耐震改修工事に要する費用の4/5以内かつ60万円以内の額 ④現地建替工事に要する費用の4/5以内かつ100万円以内の額 金額に1,000円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額	(以下の要件すべてを満たすこと) ①所有者が自ら居住する住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの含む) ②工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅(併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の1/2以上のもの)含む)であること ※昭和56年6月1日以降に増改築等したものを除く ③旧伊達市木造住宅耐震診断促進事業実施要領または伊達市安全安心耐震促進事業実施要綱に基づき耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないと診断された住宅。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
伊達市	建設部 建築住宅課 住宅管理係 (024-573-5064)	伊達市ブロック塀等撤去費補助事業		耐震化	補助金	伊達市内の道路等に面した危険ブロック塀等の撤去・建替え費用の一部を補助する 危険ブロック塀等の撤去・建替えに要した経費の2/3の額(上限10万円)	(以下の要件すべてを満たすこと) ①伊達市内の道路等に面した危険ブロック塀等の撤去または建替え ②道路等に面する危険ブロック塀等の全部を撤去(※撤去のみの場合) ③撤去する危険ブロック塀は自己所有のものであること
伊達市	未来政策部 協働まちづくり課 移住定住推進係 (024-575-1177)	「来て だて」住宅取得支援事業	https://www.city.fukushima-date.lg.jp/site/iju/35727.html	住宅新築・取得	補助金	市内に定住する意思を持つ県外からの移住者で補助要件を満たす住宅を取得した方に対し、住宅取得にかかる経費の一部を補助する。 【補助額】住宅取得に係る経費の2分の1以内又は下記基本額と各加算額の合計のいずれか低い額 ・基本額35万円または50万円※過疎地域(梁川・霊山・月館)での住宅取得の場合は基本額50万円 ・加算額10万円※年齢要件等を満たす場合 ・県補助要件を満たす場合は別途加算あり	【対象者】 ①住宅の工事又は購入の契約締結日から1年以内の申請であること。申請年度内に、補助対象住宅への住民票異動及び建物の登記事項証明書の提出ができること。 ②契約者である移住者が自ら居住する住宅で、持分が2分の1以上であること。 ③事業完了日の属する年度の翌年度から3年間以上継続して、補助対象住宅に定住すること。 ④本市転入前の直前の住所がある県外市区町村の住民基本台帳に、契約日以前の期間が1年以上記録されていること。 ⑤本人、同一世帯員及び同居する他の世帯員の全員が納期限の到来している市税等に未納がないこと。 【対象住宅】 ①建築基準法等の関係法令に適合していること。 ②延べ面積が原則として、住生活基本計画(全国計画)において定める一般型誘導居住面積水準以上、または都市居住型誘導居住面積水準以上であること。 ③旧耐震基準で建築された住宅を取得する場合には、耐震診断を事業完了日までに実施すること。
伊達市	未来政策部 協働まちづくり課 移住定住推進係 (024-575-1177)	伊達市空き家改修等支援事業	https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/11/29946.html	空き家	補助金	空き家バンク物件購入者に対し、その物件の改修費用の一部を補助。 【補助基本額】 最大50万円(補助対象経費の1/2以内) ただし、一定の要件(※)を満たした場合、最大100万円まで補助 【地域活性化加算額】 取得した空き家の所在地が過疎地域(梁川・霊山・月館)である場合、10万円加算 ただし、一定の要件(※)を満たした場合、20万円加算 (※)県外移住者・子育て世帯・新婚世帯のいずれかに当てはまり、かつ来てふくしま住宅取得支援事業補助金の交付を受けたことがない方	【対象者】 ①自ら居住するために空き家バンク物件を購入した者 ②伊達市に3年以上定住する見込みがある者 ③3親等内の親族間で売買していないこと ④市区町村税等を滞納していない者 ⑤この補助金を交付されたことがない者 ⑥同一内容の補助金を国、県または市町村から交付されたことがない者 ⑦暴力団員等または暴力団密接関係ではない者 【対象住宅】 空き家バンク登録物件
伊達市	未来政策部 協働まちづくり課 協働推進課 (024-575-1177)	伊達市だて結婚新生活支援事業	https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/11/57464.html	住宅新築・取得	補助金	新婚世帯(伊達市でパートナーシップ宣誓を行った世帯を含む)の婚姻等に伴う経済的負担を軽減するため、住宅の取得費用やリフォーム費用、家賃、引越費用を補助。 【補助上限額】 ○最大60万円 →夫婦等の双方が29歳以下かつ住宅取得(新築・購入)、リフォーム、家賃、引越にかかる費用 ○最大30万円 →夫婦等の双方又は一方が30歳～39歳かつ住宅取得(新築・購入)、リフォーム、家賃、引越にかかる費用 【過疎地域加算】 過疎地域(梁川、霊山、月館)に対象となる住居がある場合は、下記のとおりとなる ○最大90万円 →夫婦等の双方が29歳以下かつ住宅取得(新築・購入)、リフォームにかかる費用 ○最大60万円 →夫婦等の双方が29歳以下かつ家賃、引越にかかる費用 →夫婦等の双方又は一方が30歳～39歳かつ住宅取得(新築・購入)、リフォーム、家賃、引越にかかる費用	【対象者】 ①令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し、受理された夫婦等 ②夫婦の合計所得額が500万円未満 ※貸与型奨学金を返済している方は年間返済額を控除して算出します。 ③対象となる住宅が伊達市内にあること ④夫婦ともに婚姻日における年齢が39歳以下であること ⑤申請日時点で夫婦等の双方又は一方の住民票の住所が申請に係る住宅の所在地になっており、申請日より3年以上継続して居住する意思があること ⑥住居費に係る名義人が、夫婦等の双方又は一方であること ⑦市税の滞納がないこと ⑧今まで夫婦等の双方又は一方が今まで地域少子化対策重点推進交付金交付要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと ※前年度受給世帯を除く ⑨補助対象世帯及び同一世帯の者全員に暴力団員等又は暴力団員等がないこと ⑩内閣府及び伊達市による補助金事業実施に係るアンケート等に協力すること 【対象経費】 住居費(新築、購入、リフォーム、賃借)、引越費用

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
伊達市	建設部 上下水道課 (024-573-4138)	水洗便所改造資金利子補給制度	https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/25/5972.html	環境対策	利子補給	既設住宅の排水設備工事にかかる費用の融資のあっせんをする。 1、一戸建て住宅は、改造工事一件につき20万円以上100万円以内の範囲又は、集合住宅は、改造工事一件につき20万円以上200万円以内の範囲(1万円未満切り捨て)の金融機関から借入金に対する利子の補給。	①公共下水道処理区域内の建築物の所有者または建築物の所有者の同意を得た占有者。 ②市税等・下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない者。
伊達市	建設部 上下水道課 (024-573-5059)	浄化槽設置整備事業	https://www.city.fukushima-date.lg.jp/soshiki/25/302.html	環境対策	補助金	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、合併処理浄化槽設置の普及促進を図っている。 設置費の補助([] は指定する対象区域に浄化槽を設置する場合) 改造5人槽 : 332,000円 [500,000円] 改造7人槽 : 414,000円 [624,000円] 改造10人槽 : 548,000円 [826,000円] 新築5人槽 : 166,000円 [250,000円] 新築7人槽 : 207,000円 [312,000円] 新築10人槽 : 274,000円 [413,000円] 撤去費の補助(改造の場合のみ) 単独処理浄化槽の撤去 120,000円 くみ取り便槽の撤去 90,000円 宅内配管工事費の補助 単独処理浄化槽又はくみ取り便槽からの転換に限り 上限 300,000円	①専用住宅であること。(店舗等との併用住宅は住宅部分の面積が1/2以上) ②補助金申請前に浄化槽工事を着工しないこと。 ③浄化槽設備士のいる登録浄化槽工事業者により設置工事を行うこと。 ④市税等の滞納がないこと。 ⑤浄化槽の維持管理に努め、法定検査を必ず受検すること。
本宮市	建設部 建築住宅課 住宅係 (0243-24-5393)	本宮市木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	木造住宅の耐震診断者派遣 個人負担 : 11,120円～12,160円	昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅で、所有者自ら居住する住宅 他
本宮市	建設部 建築住宅課 住宅係 (0243-24-5393)	本宮市木造住宅耐震改修支援事業		耐震化	補助金	(1) 一般耐震改修工事・・・ 耐震改修工事費用の80% (上限額100万円) (2) 簡易耐震改修工事・・・ 耐震改修工事費用の80% (上限額60万円) (3) 部分耐震改修工事・・・ 耐震改修工事費用の80% (上限額60万円) (4) 現地建替工事・・・ 現地建替工事費用の80% (上限額100万円)	昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅で、所有者自ら居住する住宅。 耐震診断の結果、耐震基準に満たないと判断されたもの。
本宮市	建設部 建築住宅課 住宅係 (0243-24-5393)	ブロック塀等改修助成事業		耐震化	補助金	ブロック塀等の耐震化 撤去等費用の2/3以内かつ10万円以内の額	市内の道路に面したブロック塀等のうち、一定基準を満たすものの撤去や補強に要した費用
本宮市	建設部 建築住宅課 住宅係 (0243-24-5393)	空き家改修等支援事業	https://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/50/akiyakaisyu.html	空き家	補助金	(1) 空き家の改修等 改修費用の1/2以内かつ150万円以内の額 清掃費用の1/2以内かつ30万円以内の額 地域活性化加算額 最大70万円 (2) 空き家の除却等 除却費用の1/2以内かつ80万円以内の額 (3) 空き家の状況調査 状況調査費用の1/2以内かつ4万円以内の額	(1) 空き家の改修等 自ら居住するために必要となる空き家の改修、ハウスクリーニング、残置物処分及び庭木の剪定等を行う事業 (2) 空き家の除却等 自ら居住するために必要となる購入等した敷地に存する空家等の解体、残置物処分及び庭木の剪定等を行う事業 (3) 空き家の状況調査 空き家の状況の把握や市場価値を明確にするために行う既存住宅状況調査を行う事業

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
本宮市	市民部 生活環境課 環境係 (0243-24-5362)	本宮市住宅用太陽光発電システム等導入支援補助金交付事業	https://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/10/taiyouukouhojo.html	省エネルギー化	補助金	(1) 住宅へ太陽光発電システムを設置した方に対して、予算の範囲内で設置費の一部を助成。(1キロワットあたり2万円(補助上限8万円、最大4キロワット分まで) (2) 住宅へ蓄電池システム(太陽光発電システムと接続した蓄電池)を設置した方に対して、予算の範囲内で設置費の一部を助成。(1キロワットアワーあたり2万円補助上限8万円、最大4キロワットアワー分まで) (3) V2Hシステム(分電盤を通じて住宅の電力として使用できるもの)を購入した方に対して、予算の範囲内で購入費の一部を助成。(補助上限150,000円)	(1) 1. 市内に住んでいる方 2. 太陽光発電システムを既存若しくは新築住宅に設置した方、または、システムが設置された新築住宅(建売住宅)を購入した方 3. 固定価格買取制度を含めた余剰売電の場合、電力需給確認書(写)、自家消費の場合、余剰売電を行っていないことの誓約書 4. 市税等に滞納がない方 (2)(3) 1. 市内に住んでいる方 2. 蓄電池システム又はV2Hシステムを設置、若しくは新築住宅に設置した方、または、システムが設置された新築住宅(建売住宅)を購入した方 3. 固定価格買取制度に基づく余剰売電買取期間満了の場合、余剰電力買取期間満了に関する通知書(写)、それ以外の場合、余剰売電を行っていないことの誓約書 4. 市税等に滞納がない方
本宮市	建設部 都市整備課 都市計画係 (0243-24-5406)	生けがき設置補助金交付事業	https://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/33/57.html	その他	補助金	①生けがきを設置される方に補助金を交付 (1m当たりの単価の限度額を2,500円とし、50,000円の限度補助。) ②生けがき設置のためブロック塀等の取壊し工事費補助 (1m当たりの単価の限度額を5,000円とし、100,000円の限度補助)	①3m以上の生けがきを1mあたり3本以上植栽し、かつ、生けがき用樹木は外部から眺望できる部分が50cm以上あり、5年間以上生けがきとして活用する。 ②生けがき設置の為にブロック塀等の取壊しを行い、同じ場所に生けがきを設置する。
本宮市	建設部 上下水道課 下水道係 (0243-24-5413)	合併処理浄化槽設置整備事業	https://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/23/99.html	環境対策	補助金	合併処理浄化槽設置者等に補助金を交付。 【設置】 転換 5人槽332,000円 7人槽414,000円 10人槽548,000円 転換以外 5人槽166,000円 7人槽207,000円 10人槽274,000円 【撤去補助】 くみ取り便槽 90,000円 単独浄化槽 120,000円 【宅内配管工事費用補助】 くみ取り便槽または単独浄化槽からの転換の場合 上限300,000円 【20年経過合併浄化槽更新】 5人槽166,000円 7人槽207,000円 10人槽274,000円	本宮市流域関連公共下水道事業認可区域外の地域における合併処理浄化槽設置者に補助金を交付する。なお、市税及び水道料金等の滞納がある者には交付しない。
本宮市	建設部 上下水道課 下水道係 (0243-24-5413)	合併処理浄化槽維持管理費補助事業	https://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/23/96.html	環境対策	補助金	適正な浄化槽の維持管理をしている方に補助金を交付。 一律7,000円	本宮市流域関連公共下水道事業認可区域外の地域にある専用住宅又は兼用住宅に居住し、10人槽以下の浄化槽を使用管理し、適正に維持管理(保守点検・清掃・法定検査)している方に補助金を交付する。なお、市税及び水道料金等の滞納がある者には交付しない。
本宮市	建設部 上下水道課 下水道係 (0243-24-5413)	水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給事業		環境対策	利子補給	水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給を行なう。 融資あっせん額は、改造工事1件につき10万円以上60万円以下の範囲内。	公共下水道処理区域内で供用開始から3年以内に汲取り便所を水洗便所に改造し、又は既存のし尿浄化槽を廃止して公共下水道に接続させるための工事を行った方。市税及び下水道受益者負担金及び下水道使用料の滞納のない方。
本宮市	保健福祉部 高齢福祉課 長寿福祉係 (0243-24-5208)	高齢者住宅改修支援事業	http://www.city.motomiya.lg.jp/soshiki/7/jyuutaku.html	バリアフリー化	補助金	高齢者に対応する住宅改修にかかる費用の助成。 介護予防の工事を行う場合、改修費用の10分の9 (上限18万円)	65歳以上の高齢者のいる世帯(介護保険認定者を除く)

地方公共 団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
本宮市	総務政策部 政策推進課 定住交流係 (0243-24-5323)	本宮市多世代ファミリーなかよし 奨励金制度	https://www.city.motomiya.lg.jp/site/teijyu/tasedai-family.html	同居対応	その他	市内で新たに多世代で同居又は近居することを目的として、住宅を新規取得した方、増改築をした方を対象に、奨励金を交付 ①交付基本額：30万円 ②市内事業者加算額：10万円 ③空き家バンク登録物件取得加算額：10万円	(対象住宅) 令和5年4月1日から令和8年3月31日までの間に新規取得した住宅又は増改築工事を完了した住宅 ※令和5年1月1日から令和5年3月31日までの間に新規取得または増改築工事を完了した住宅も対象住宅とみなす (対象者) 対象住宅を新規取得または増改築をした方で、次の要件に該当する方 ①対象者と同居・近居する世帯員が、それぞれ同居・近居する住宅の所在地に住民登録し、居住していること ②対象者と同居・近居する世帯員に市税等の滞納がないこと ③奨励金交付後、10年以上継続して多世代で同居または近居する意思があること ④対象者と同居・近居する世帯員に暴力団員がいないこと ⑤過去に本宮市多世代ファミリーなかよし奨励金の交付を受けていないこと
本宮市	総務政策部 政策推進課 定住交流係 (0243-24-5323)	本宮市結婚新生活支援事業	https://www.city.motomiya.lg.jp/site/teijyu/marriage-new-life.html	住宅新築・取得	補助金	婚姻に伴う新生活を支援するため、新規に婚姻した世帯に対して新居の住居費および引越費用の一部を補助 補助対象経費に対して最大60万円の補助 (補助対象経費) ①賃貸費用(家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料) ②住宅新築、購入費用 ③リフォーム費用 ④引越費用	(対象者) 令和6年1月1日から令和7年3月31日までに婚姻届を提出し受理された夫婦で、次のすべてに該当する世帯 ①夫婦の所得額合計(所得証明書により確認できる所得の合計額)が500万円未満であること ②補助申請時に夫婦の双方または一方の住民票の住所が市内にあること ③夫婦の双方または一方が、過去に国の地域少子化対策重点推進交付金要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと ④夫婦に市税等の滞納がないこと ⑤夫婦が暴力団員でないこと
桑折町	建設水道課 (024-582-2124)	桑折町安全安心耐震促進事業		耐震化	補助金	・希望者に対し耐震診断を行う建築士等を派遣する。 ・個人負担 一律6,000円	次の全ての要件を満たす住宅 ①所有者が自ら居住するための木造住宅 ②昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅 ③在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ④過去に、この要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅
桑折町	建設水道課 (024-582-2124)	桑折町安全安心耐震促進工事費助成事業		耐震化	補助金	(1) 一般耐震改修工事・・・ 耐震改修工事費用の1/2(上限額100万円) (2) 簡易耐震改修工事・・・ 耐震改修工事費用の1/2(上限額60万円) (3) 部分耐震改修工事・・・ 耐震改修工事費用の1/2(上限額60万円)	次の全ての要件を満たす住宅 ①桑折町木造住宅耐震診断者派遣事業で耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさない住宅 ②過去にこの事業による耐震改修を受けていない住宅
桑折町	建設水道課 (024-582-2124)	桑折町若者定住促進事業補助金		住宅新築・取得	補助金	桑折町内にマイホーム(中古住宅を含む)を新規取得、または住宅リフォーム(400万円以上の経費)を行った若者に対して補助金を交付 ①補助基本額…住宅取得 30万円 住宅リフォーム 20万円 ②町内建築業者利用加算額 10万円 ③県外移住者加算額 最大60万円(住宅取得に限る。)	次の全ての要件を満たす住宅 ①申請日において、本人または配偶者が45歳未満である人 ②町内に10年以上定住する人 ③市町村民税等に滞納がない人

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
桑折町	建設水道課 (024-582-2123)	桑折町住宅用再生可能エネルギーシステム設備等設置費補助事業		省エネルギー化	補助金	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電システム 1kwあたり3万円、4kwを上限(最大12万円)として、先着順に予算の範囲内で補助する ・蓄電池システム 1kwhあたり2万円、5kwhを上限(最大10万円)として先着順に予算の範囲内で補助する ・バイオマス燃料ストーブ設備(ペレットストーブ・薪ストーブ) 経費の総額に1/5を乗じて得た額(最大5万円)を、先着順に予算の範囲内で補助する ・電気自動車受給電設備(V2H) 経費の総額に1/5を乗じて得た額(最大5万円)を、先着順に予算の範囲内で補助する 	<ul style="list-style-type: none"> ①太陽光発電、蓄電池、ペレット、薪ストーブを自ら居住する住宅又は居住しようとする町内の住宅に設置する方、又はシステムの設置された新築の建売住宅を購入する方 ②個人で電力事業者と電力需給契約を締結する方(太陽光発電システム設置の場合) ③以下の方は対象となりません。 <ul style="list-style-type: none"> ・借りている住宅に設置する方 ・町税(町民税・固定資産税・軽自動車税及び国民健康保険料)に滞納がある方 ・新たに設置しようとするシステムについて、過去に町から補助金の交付を受けている方 ・設置に関して、法令、条例等に違反している方 <p>※新築し事業完了までに町内に転入する場合は、現在町外在住の方も申請できます。</p>
桑折町	建設水道課 (024-582-1100)	桑折町合併処理浄化槽設置整備事業		環境対策		<ul style="list-style-type: none"> ・合併処理浄化槽を整備される方に補助金を交付し、整備の促進を図る(浄化槽設置に伴う補助限度額) ・5人槽:332,000円 ・6~7人槽:414,000円 ・8~10人槽:548,000円 (汲み取り便槽・単独処理浄化槽の完全撤去に伴う補助限度額) ・30,000円~45,000円 (単独処理浄化槽を撤去し合併処理浄化槽への切り替え配管工事に伴う補助限度額) ・300,000円 	<ul style="list-style-type: none"> ・下水道整備事業認可区域以外の方 ・当該年度の3月中旬までに、合併処理浄化槽の整備が完了できる物件 <p>※申請前に工事着手した方は対象外</p>
桑折町	建設水道課 (024-582-1100)	排水設備等整備資金利子補給制度		環境対策		<p>一戸建て住宅は、改修工事1件につき20万円以上50万円以内の範囲、集合住宅(アパート等)は、改修工事1件につき20万円以上100万円以内の範囲(1万円未満切り捨て)の金融機関からの借入金に対する利子の補給</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・処理区域内の建物所有者または、所有者の同意を得た占有者 ・町税、下水道受益者負担金及び下水道使用料を滞納していない方 ・連選補初認を1名以上有すること ・住宅の新築、改築する方、法人名義の建物の方は、除きます
国見町	建設課管理係 (024-585-2972)	国見町住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	<p>町内に存する住宅の所有者が当該住宅の耐震診断(補強計画を含む。)を希望する場合、建築士等を派遣して耐震診断等を実施。 個人負担 6000円</p>	<p>耐震診断者の派遣対象となる木造住宅が、町内に存し、次に掲げる要件に全て該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 所有者、賃貸借又は購入予定者が居住する住宅 (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた戸建て住宅 (3) 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 (4) 別に定める重点的に対策が必要な地区等にある住宅 (5) 過去に、この要綱に基づく耐震診断等を受けていない住宅
国見町	建設課管理係 (024-585-2972)	国見町木造住宅耐震改修支援事業		耐震化	補助金	<p>国見町内に存する耐震強度が不足している木造住宅の耐震改修を行う当該住宅の所有者等へ補助金を交付する。 (補助金の額) 次に掲げる工事の区分に従い定める額</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 一般耐震改修工事 補助対象経費の5分の4以内かつ1,000,000円以内の額 (2) 簡易耐震改修工事 補助対象経費の5分の4以内かつ600,000円以内の額 (3) 部分耐震改修工事 補助対象経費の5分の4以内かつ600,000円以内の額 (4) 現地建替工事 耐補助対象経費の5分の4以内かつ1,000,000円以内の額 	<p>国見町内に存し、次に掲げる要件に全て該当するもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 所有者、賃借者又は購入予定者(以下「補助事業者」という。)が居住する専用又は併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの)であるもの (2) 工事の着手が昭和56年5月31日以前で、在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の既存不適格住宅 (3) 平成17年7月1日付けの福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの (4) 避難路沿道に存するもの(現地建替え工事に限る。) (5) 補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの (6) 過去にこの要綱に基づく補助を受けていないもの

地方公共 団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
国見町	建設課 管理係 (024-585-2972)	ブロック塀等安全確保支援事業		耐震化	補助金	<p>国見町耐震改修促進計画に基づき、地震による避難路に面するブロック塀等の倒壊を防止し、町民生活の安全性確保・向上を図るため、ブロック塀等の安全対策を行う所有者又は管理者に対し補助金を交付する。</p> <p>【補助金の額】 (1) 対象となる経費の2/3の金額とし、10万円を限度とする。この場合において、対象となる経費については、実際に工事に要した費用とし、15万円を上限とする。 (2) (1)に基づき算出した費用の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。</p>	<p>(補助金の対象となる塀) 町内に存する次の全てに該当するものとする。 (1) 避難路に面する部分 (2) 高さ80cmを超えるもの (3) 地震時に倒壊のおそれがある又はブロック塀等に関する基準の確認ができないもの (4) 工事に着手していないもの (5) この告示又は他の事業による補助を受けていないもの (6) 公共工事等の補償対象でないもの (7) 売地や建物解体に関連した工事でないもの (8) 補助金の交付決定年度内に工事が完了するもの (9) 自ら行う改修工事でないもの</p> <p>(補助金の対象工事) 次に掲げる要件に該当するものとする。 (1) 撤去工事 (2) 一部撤去工事 (3) ブロック塀等に関する基準を満たすための補強工事（以下「補強工事」という。） (4) 造り替え工事</p> <p>(補助金の対象者) 次に掲げる要件を全て満たすブロック塀等の所有者又は管理者とする。 (1) 町税等の滞納のない者 (2) 国、地方公共団体及びその他これらに準ずる団体ではない者 (3) 同一敷地内のブロック塀等について、以前に本事業の補助を受けたことがない者</p>
国見町	建設課 管理係 (024-585-2792)	国見町空き家対策支援事業		空き家	補助金	<p>国見町内の空き家の除却に要する費用に対し、補助金を交付する。</p> <p>【補助対象事業】 補助対象者が、補助要件を満たし、自ら居住するために必要となる、購入等した敷地に存する空き家等の解体、残置物処分及び庭木の剪定等を行う事業</p> <p>【補助額】 ・補助対象経費の2分の1以内、かつ、最大40万円（1,000円切捨て）</p> <p>【補助対象者】 ・移住者、子育て世帯、新婚世帯。避難者、被災者</p>	<p>【補助要件】 ・補助対象者が自ら居住するために購入、賃借又は相続した敷地に存する空き家であること。 ・交付申請後に補助対象工事が完了するものであり、かつ、交付申請年度に完了すること。 ・補助対象工事の完了から1年以内に、同一敷地内に補助対象者自ら居住するための新築住宅（併用住宅を含む）に定住すること。</p> <p>【補助対象経費】 ・空き家及び同一敷地内荷損する付属建築物の解体に要する経費 ・残置物の処分に関する経費 ・敷地内の庭木の剪定・除草等に要する経費</p>
国見町	企画調整課 過疎対策係 (024-585-2927)	国見町空き家改修等支援事業	https://www.town.kunimi.fukushima.jp/soshiki/2/16213.html	空き家	補助金	<p>空き家の有効な活用を図るとともに町内への定住を促進するため、空き家の改修工事に係る経費に対し、補助金を交付する。</p> <p>【補助対象事業】 空き家の改修等に係る費用で税込み10万円以上のものとし、次に掲げる内容のものとする。 (1) 台所、トイレ、浴室、洗面所等の改修工事 (2) 内装、外壁、屋根等の改修工事 (3) 空き家本体、空き家内の造付家具、設備機器等の改修工事 (4) 省エネ（断熱化）工事 (5) 入居、改修のため不要となる残置物・家財等の運搬、処分費 (6) ハウスクリーニング費用 (7) その他町長が必要と認めるもの</p> <p>【補助対象者】 (1) 空き家を自ら定住する目的で購入又は賃借した移住者 (2) 空き家を事業所として活用する目的で購入又は賃借した事業者 (3) 移住者又は事業者と3年以上の賃貸借契約を締結した空き家の所有者</p> <p>【補助金額】 (1) 移住者・事業者、移住者又は事業者と3年以上の賃貸借契約を締結した空き家の所有者…限度額100万円／補助率2分の1 (2) 移住者のうち、申請時同一世帯に18歳未満の子どもが1人以上いる場合や、同一世帯に夫婦関係にある者がおり、双方又はいずれかが40歳未満の場合 …限度額180万円／補助率2分の1</p>	<p>(1) 定住を目的とする個人の場合、補助金を交付した日から1年以内に対象物件に定住し、かつ、当町の住民基本台帳に登録すること。 (2) 利活用を目的とする事業者の場合、補助金を交付した日から1年以内に対象物件にて事業を開始すること。 (3) 当該空き家を賃借する場合の改修等に関しては、補助金交付申請の前に所有者の承諾を得ること。 (4) 原則として、補助金の交付決定日以降に改修等の契約を締結し、当該交付年度内に完了すること。 (5) 当該空き家に所有者及び所有者の3親等内の親族に当たる者と同居しないこと。 (6) 過去に当該補助金の交付を受けていないこと。</p>

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
国見町	企画調整課 過疎対策係 (024-585-2927)	国見町住宅取得支援事業	https://www.town.kunimi.fukushima.jp/soshiki/2/16189.html	住宅新築・取得	補助金	<p>移住者に対し、住宅取得に係る以下の経費に最大70万円補助金を助成する。 (福島県の要件を満たす場合、最大100万円追加され、最大170万円になる。)</p> <p>【対象経費】 住宅の取得に要した経費として、以下に記載の経費を除いたものとする。</p> <p>(1) 土地取得費 (2) 外構工事等に要する経費 (3) 併用住宅における住宅部分以外の経費</p> <p>【補助金額】 基本額：40万円(新築)、20万円(中古) 加算額：最大30万円 ※加算要件</p> <p>①年齢要件加算…10万円 40歳未満の単身世帯(単身赴任は除く。)若しくは夫婦のどちらかの年齢が40歳未満の世帯</p> <p>②就業要件加算…10万円 世帯員が次のいずれかに該当する場合 ・町内で農業に従事している場合 ・町内事業所で就労している場合 ・テレワーク又は個人事業主として町内で事業を営んでいる場合</p> <p>③町内施工業者利用加算…10万円 町内施工業者により住宅を建築する場合</p>	<p>【交付対象者】 交付対象者は、以下のすべてに該当する移住者とする。</p> <p>(1) 新規取得した住宅の所有者であり、当該住宅の持分が2分の1以上であること。 (2) 交付対象者及び同居する世帯員が、交付対象住宅の所在地に住民登録をしていること。 (3) 補助金の交付が完了した年度の翌年度から起算して3年以上継続して、交付対象住宅に定住すること。 (4) 交付対象者及び同一世帯全員が市区町村税等を滞納していないこと。 (5) 地元町内会に加入していること。 (6) 交付対象者及び同一世帯全員が、国見町暴力団排除条例(平成24年国見町条例第1号)に規定する暴力団員等ではないこと。</p> <p>※移住者とは： 転入の日から住宅を取得した日までの期間が3年未満の者、かつ転入日前3年において国見町内に住所を有していなかった者。</p>
国見町	上下水道課 上下水道係 (024-585-2997)	国見町合併処理浄化槽設置整備事業	https://www.town.kunimi.fukushima.jp/soshiki/9/234.html	環境対策	補助金	<p>単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する工事費用の一部を補助。</p> <p>【補助金額(補助上限額)】 (1) 本体部分 5人槽…332千円 6～7人槽…414千円 8～10人槽…548千円 (2) 撤去費 120千円 (3) 宅内配管工事費(国・県・町からそれぞれ1/3)…300千円</p>	<p>(1) 新たに合併処理浄化槽を設置する場合 (2) 単独処理浄化槽・汲み取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合 (3) 合併処理浄化槽を設置後10年間経過し、新たに合併処理浄化槽を節する場合 (4) 震災で被害を受けた場合 (5) 地区集会所に設置する場合</p>
国見町	福祉課 長寿介護係 (024-585-2125)	国見町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業		バリアフリー化	補助金	<p>高齢者が自宅における転倒等により要介護(要支援)状態とならないよう住宅改修を実施する者へ改修資金を助成することにより要介護状態に陥ることを予防し、併せて自立した在宅生活の継続を図る。</p> <p>【補助金額】 住宅改修費の9割の額と、18万円とを比較していずれか低い方の額とする。</p>	<p>(1) 町長が住宅改修の必要を認め住宅改修を実施した者 (2) 60歳以上の高齢者(介護保険の要介護(要支援)者を除く。)であって、その世帯の生計中心者の所得額が児童手当法の児童手当における児童手当所得制限限度額以下の者 (3) 本事業により補助金の交付を受けたことがない者</p>
川俣町	建設水道課 建設係 (024-566-2111 [代表])	川俣町木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	補助金	<p>個人負担 住宅の延べ面積 120未満㎡ 6,000円 住宅の延べ面積 120㎡以上200㎡未満 7,500円) 住宅の延べ面積 200㎡以上 9,000円</p>	<p>町内に存し、次の要件に全て該当すること。</p> <p>1 所有者が自ら居住する専用住宅又は併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの)であること。 2 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅であること 3 一般診断法で対象としている在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法による木造3階建て以下であること 4 過去に、この要綱に基づく耐震診断等の派遣を受けていないこと</p>
川俣町	建設水道課 建設係 (024-566-2111 [代表])	川俣町木造住宅耐震改修支援事業		耐震化	補助金	<p>耐震改修事業 補助率：2分の1 補助限度額 一般耐震改修工事 100万円を限度とする。 簡易耐震改修工事 60万円を限度とする。 部分耐震改修工事 60万円を限度とする。</p>	<p>町内に存し、次の要件に全て該当すること。</p> <p>1 所有者が自ら居住する専用住宅又は併用住宅(住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの)であること。 2 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅であること。 3 一般診断法で対象としている在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法による木造3階建て以下の住宅であること。 4 平成17年7月1日付け福島県木造住宅耐震診断(一般診断法)実施要領又は同要領に準拠して耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないこと。 5 補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了すること。 6 過去に、この要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと</p>

地方公共 団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
川俣町	建設水道課 建設係 (024-566-2111 [代表])	川俣町ブロック塀等改修支援事 業		耐震化	補助金	補助率：3分の2 補助限度額 対象工事費を15万円以内とし、3分の2を補助する。(上限10万円)	補助の対象となるブロック塀等は、町内に存する次の各号に掲げるすべてに該当するものとする。 (1) 避難路に面する部分 (2) 道路面からの高さが80センチメートルを超えるもの (3) 地震時に倒壊の恐れがある又はブロック塀等に関する基準の確認ができないもの (4) 工事に着手していないもの (5) 他の制度による補助金等の交付を受けていないもの (6) 公共工事等の補償対象でないもの (7) 補助金の交付決定年度内に工事が完了するもの (8) 自ら行う改修工事でないもの 補助の対象となるブロック塀等の工事は、次の各号に掲げる要件に該当するものとする。 (1) 撤去工事 (2) 一部撤去工事 (3) ブロック塀等に関する基準を満たすための補強工事(以下「補強工事」という。) (4) 造り替え工事
川俣町	政策推進課 まちづくり推進係 (024-566-2111 [代表])	川俣町住宅取得支援奨励金事業	https://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/jyuutakushutokusien.html	住宅新築・取得	補助金	県外から転入して1年以内に住宅(新築・中古住宅)を取得し、定住する場合、取得費用について奨励金を交付 ①補助対象経費の1/2(上限140万円) 次の各号に該当する場合は要件ごとに20万円を加算 ①交付申請時において、世帯に中学生以下がいる。 ②交付申請時において、世帯に町内企業で正社員として就労する者がいる ③交付対象住宅の建築を町内企業が請け負う。	次の全ての要件を満たすこと ①該当住宅の工事の契約締結日または、該当住宅の購入の契約締結日において県外移住者であること。 ②町内に自ら居住するための住宅であること ③交付年度の翌年度から3年間以上継続して定住すること ④所有者及び同居する世帯全員が町税等を滞納していないこと。
川俣町	政策推進課 まちづくり推進係 (024-566-2111 [代表])	川俣町住宅新築等支援金	https://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/jyuutakushinchiku.html	住宅新築・取得	補助金	①～③に該当する方を対象に、空き家の除却費用、除却後の新築費用、空き地への新築費用を最大280万円まで支給します。 【対象経費の2分の1】または【下記(1)～(5)の合計】のいずれか低い額。 (1) 基本額 140万円 (2) 世帯に中学生以下の方がいる場合 20万円 (3) 世帯に町内企業の正社員の方がいる場合 20万円 (4) 住宅の建築を町内企業が請け負う場合 20万円 (5) 空き家の建て替えを行う場合 80万円 ① 次のいずれかに該当する方。 ・ 賃貸住宅に居住している方。 ・ 二世帯以上が同居している世帯から独立される方。 ・ 川俣町に住民票を移す直前に、連続して3年 ② 移住者の方が転入後に認定申請を行う場合は、転入後1年以内の方。 ③ 新築した住宅に、交付申請日から5年以上継続して居住する方。 ※ 福島県が施行する「12市町村移住支援金」の交付対象となる方は、原則、対象外となります。	1 対象工事の主な要件 ① 「川俣町空き家等バンク」に登録された空き地に交付対象住宅を新築する場合。 ・ 自ら居住するために親族以外から空き地を取得し、その空き地に交付対象住宅を新築すること。 ・ 住宅の新築工事は、建設業者へ請け負わせて行うものであること。 ② 「川俣町空き家等バンク」に登録された空き家の建替えを行う場合。 ・ 「川俣町空き家等バンク」に登録された空き家を親族以外から取得し、その空き家を除却すること。 ・ 空き家の除却工事及び交付対象住宅の新築工事は、建設業者へ請け負わせて行うものであること。
川俣町	政策推進課 まちづくり推進係 (024-566-2111 [代表])	川俣町空き家改修等支援金	https://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/akiyakairyoku.html	空き家	補助金	空き家を購入し改修等を行った①～②に該当する対象者へその費用を最大100万円まで支給します。 ① 次のいずれかに該当する方であること。 (7) 賃貸住宅に居住している方 (4) 二世帯以上が同居している世帯から独立する方 (7) 本町に住民票を移す直前に、連続して3年以上、本町以外の地域に在住していた移住者である方 ② 対象工事を行った空き家に空き家改修等支援金の交付申請日から5年以上継続して居住すること。 ※ 福島県が施行する「12市町村移住支援金」の交付対象となる方は、原則、対象外となります。	1 改修・片付けの主な要件 ① 改修業者は、次のどちらも満たしていること。 ・ 工事内容に応じた建設業許可を取得していること。 ・ 川俣町に営業所があること。 ② 申請年度の4月1日以降に改修等の契約をしたこと。 2 就業等の主な要件 ① 週20時間以上の無期雇用契約を法人等と契約していること又は自ら事業(一次産業を含む)を営んでいること。 ② 申請時に就業の実態を確認できること。 ③ 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
川俣町	政策推進課 まちづくり推進係 (024-566-2111 [代表])	川俣町空き家改修等支援金(福島県外からの移住者)	https://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/akiyakaisshukengai.html	空き家	補助金	<p>空き家を購入し改修等を行った①～③に該当する対象者へその費用を最大250万円まで支給します。</p> <p>① 川俣町に住民票を移す直前に、連続して3年以上、福島県以外の地域に在住していたこと。 ② 転入後に申請する場合、令和3年7月1日以降に川俣町に転入(住民票の異動)したこと。かつ、転入後1年以内であること。 ③ 自らの意思で、福島県外から川俣町に移住し、改修等した空き家に5年(賃借の場合は2年)以上継続して居住し、就業又は起業することを確約すること。</p>	<p>1 改修・片付けの主な要件</p> <p>① 改修業者は、次のどちらも満たしていること。 ・ 工事内容に応じた建設業許可を取得していること。 ・ 川俣町に営業所があること。</p> <p>② 原則として、交付申請年度の2月15日までに竣工・完了するものであること。</p> <p>2 就業等の主な要件</p> <p>① 就業に関する要件(就業の場合) 次の(7)及び(4)に、交付申請年度の2月28日までに該当することを確約すること。 (7) 週20時間以上の無期雇用契約を法人等と契約していること、または、自ら事業(一次産業を含む)を営んでいること。 (4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。</p> <p>② 起業に関する要件(起業の場合) 福島県12市町村起業支援金の交付決定を受けていること。</p>
川俣町	政策推進課 まちづくり推進係 (024-566-2111 [代表])	川俣町賃貸空き家改修等支援金	https://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/chintajakiyakaishu.html	空き家	補助金	<p>①～②に該当する方を対象に、「川俣町空き家等バンク」に登録されている空き家を賃借し、業者に請け負わせて改修する費用と、業者に請け負わせて片付けする費用を最大100万円まで補助します。</p> <p>① 次のいずれかに該当する方であること。 (7) 賃貸住宅に居住している町民の方 (4) 二世帯以上が同居している世帯から独立する町民の方 (5) 本町に住民票を移す、または二地域居住を開始する直前に、連続して3年以上、本町以外の地域に在住していた移住者または二地域居住者の方</p> <p>② 対象工事等を行った空き家に空き家改修等支援金の交付申請日から2年以上継続して居住すること。 ※ 福島県が施行する「12市町村移住支援金」の交付対象となる方は、原則、対象外となります。</p>	<p>1 改修・片付けの主な要件</p> <p>① 改修業者は、次のどちらも満たしていること。 ・ 工事内容に応じた建設業許可を取得していること。 ・ 川俣町に営業所があること。</p> <p>② 対象工事による改修部分の所有権は、空き家の賃貸人に帰属すること。</p> <p>2 就業等の主な要件</p> <p>移住者または二地域居住者の場合、次の(7)から(4)の全てに、認定日から1年後までに該当すること。 (7) 週20時間以上の無期雇用契約を法人等と契約していること、または、自ら事業(一次産業を含む)を営んでいること。 (4) 申請時に就業の実態を確認できること。 (5) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。</p>
川俣町	政策推進課 まちづくり推進係 (024-566-2111 [代表])	川俣町賃貸空き家改修等支援金(福島県外からの移住者等)	https://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/chintajakiyakaishukengai.html	空き家	補助金	<p>①～④に該当する方を対象に、「川俣町空き家等バンク」に登録されている空き家を賃借し、業者に請け負わせて改修する費用と、業者に請け負わせて片付けする費用を最大250万円まで支給します。</p> <p>① 川俣町に住民票を移す、または二地域居住を開始する直前に、連続して3年以上、福島県以外の地域に在住していたこと。 ② 転入または二地域居住の開始後に申請する場合、転入または二地域居住を開始後1年以内であること。 ③ 自らの意思で、福島県外から川俣町に移住または二地域居住し、改修等した空き家に2年以上継続して居住し、就業又は起業することを確約すること。</p>	<p>1 改修・片付けの主な要件</p> <p>① 改修業者は、次のどちらも満たしていること。 ・ 工事内容に応じた建設業許可を取得していること。 ・ 川俣町に営業所があること。</p> <p>② 原則として、交付申請年度の2月15日までに竣工・完了するものであること。</p> <p>2 就業等の主な要件</p> <p>以下の①または②のいずれかに該当する方。 ① 就業に関する要件(就業の場合) 次の(7)及び(4)に、交付申請年度の2月28日までに該当することを確約すること。 (7) 週20時間以上の無期雇用契約を法人等と契約していること、または、自ら事業(一次産業を含む)を営んでいること。 (4) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではないこと。</p> <p>② 起業に関する要件(起業の場合) 福島県12市町村起業支援金の交付決定を受けていること。</p>
川俣町	政策推進課 まちづくり推進係 (024-566-2111 [代表])	川俣町空き家対策総合支援事業	https://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/akiyataisakusogoshienjigyo	空き家	補助金	<p>移住者・二地域居住者、新婚・子育て世帯等に対して、町内の空き家の改修にかかる費用を補助する。</p> <p>○改修費用 上限240万円 ・改修工事(150万円) ・清掃(30万円) ・地域加算(60万円)</p> <p>○除却費用 上限80万円 ○状況調査 上限4万円</p>	<p>【対象者】 移住者、子育て世帯、新婚世帯、二地域居住者、被災者、避難者、既空き家居住者</p> <p>【対象物件】 川俣町が運用する「川俣町空き家等バンク」に登録されている物件</p>

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
川俣町	保健福祉課 地域福祉係 (024-566-2111 [代表])	高齢者にやさしい住まいづくり 助成事業	https://www.town.kawamata.lg.jp/site/kosodate-iryo/koureisayasa-bisu.html	バリアフリー化	補助金	住宅改修費の一部助成 ・補助率：90/100 ・補助額：180千円限度 ・1住宅につき1人1回限り	生計中心者の所得が児童手当法（昭和46年法律第73号）の児童手当における児童手当所得額以下の世帯に属する65才以上の高齢者であり、介護保険の要介護・要支援の対象外の者
川俣町	町民税務課 生活環境係 (024-566-2111 [代表])	浄化槽設置整備事業	http://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/joukasou-secchi.html	環境対策	補助金	【補助額】 ○合併処理浄化槽の新設 5人槽 332,000円 6、7人槽 414,000円 8～10人槽 548,000円 ○合併処理浄化槽への設置換 5人槽 482,000円 6、7人槽 614,000円 8～10人槽 748,000円 ○既存浄化槽の撤去 単独処理浄化槽 60,000円 汲み取り便槽等 45,000円 ○宅内配管工事 単独処理浄化槽及び汲み取り便槽からの設置換 300,000円	【対象者】 町内に所在する対象住宅に居住する者 【対象住宅】 新築等により合併処理浄化槽を設置する住宅（併用住宅を含む）並びに単独処理浄化槽又は汲み取り便槽から合併処理浄化槽に設置換えする住宅（併用住宅を含む） 【対象工事等】 合併処理浄化槽の設置費用、単独処理浄化槽又は汲み取り便槽の撤去費用、宅内配管工事費用（単独処理浄化槽及び汲み取り便槽から合併処理浄化槽の設置換えの場合のみ）
川俣町	町民税務課 生活環境係 (024-566-2111 [代表])	住宅用再生可能エネルギー設備 等設置整備事業	http://www.town.kawamata.lg.jp/site/kurashi-tetsuzuki/saiene-hojoyo.html	省エネルギー化	補助金	【補助額】 ○住宅用太陽光発電システム 公称最大出力1kW当たり4万円（上限5kW：最大20万円） ○定置用リチウムイオン蓄電池 公称最大蓄電量1kWh当たり4万円（上限5kWh：最大20万円）	【対象者】 町内に所在する対象住宅に居住する者 【対象住宅】 太陽光発電システム又は太陽光発電システムに連系する定置用リチウムイオン蓄電池を設置する住宅（併用住宅及び建売住宅を含む） 【対象工事等】 住宅用太陽光発電システム又は太陽光発電システムに連系する定置用リチウムイオン蓄電池の設置に係る費用一式
大玉村	住民福祉部 健康福祉課 高齢福祉係 (健康福祉課 (0243-24-8116))	大玉村住宅改修サービス事業	https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/kenkou_fukushi/koureisya_fukushi/juutaku_kaisyuu/	バリアフリー化	補助金	手すりの設置、段差解消、床材変更、引き戸への交換、洋式便器への取り替え等の住宅改修。対象となる住宅改修に要した経費の1/4以内で5万円限度。ただし、非課税世帯に属する者1/2以内で10万円限度。	60歳以上で村民税非課税の者。身体障害者（児）で村民税非課税の者。生計中心者の所得制限有。介護保険対象者を除く。
大玉村	住民福祉部 健康福祉課 高齢福祉係 (健康福祉課 (0243-24-8116))	大玉村高齢者にやさしい住まい づくり助成事業	https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/kenkou_fukushi/koureisya_fukushi/sumaidukuri/	バリアフリー化	補助金	手すりの設置、段差解消、床材変更、引き戸への交換、洋式便器への取り替え等の住宅改修。対象となる住宅改修に要した経費の5/10以内で10万円限度。ただし、非課税世帯に属する者9/10以内で18万円限度。	60歳以上で村民税非課税の者。生計中心者の所得制限有。介護保険対象者を除く。
大玉村	産業建設部 環境保全課 環境保全係 (環境保全課 (0243-24-8146))	浄化槽設置整備事業	https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/sekatu_kankyou/gesuidou/kobetu_haisu_ishisetu/	環境対策	補助金	5人槽 166,000円（新築）、332,000円（入替） 7人槽 207,000円（新築）、414,000円（入替） 10人槽 274,000円（新築）、548,000円（入替） 単独処理浄化槽撤去補助 120,000円 汲み取り便槽撤去補助 90,000円 宅内配管工事補助 300,000円（入替時に限る。）	農業集落排水処理区域以外の地域で、10人槽以下の浄化槽設置。単独浄化槽或いは汲み取り便槽の撤去補助もある。ただし、住宅に限る。その他不明な点は担当課までお問い合わせください。（合併処理浄化槽設置の住宅の建替時は対象外となります）
大玉村	産業建設部 環境保全課 環境保全係 (環境保全課 (0243-24-8146))	大玉村住宅用再生可能エネルギー 設備設置費補助	https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/sekatu_kankyou/sumai/	省エネルギー化	補助金	①太陽光発電システム設置補助。4万円/kw、上限5kw。 ②ペレットストーブ・薪ストーブ設置費の1/5以内（5万円上限） ③定置式リチウムイオン電池システム設置補助。4万円/kwh、上限5kwh。	大玉村に居住している或いは居住する住宅に設置されること。中古品は除く。その他不明な点は担当課までお問い合わせください。

地方公共団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
大玉村	産業建設部 建設課 管理係 (建設課 0243-24-8112)	大玉村木造住宅耐震診断者派遣 事業	https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/sekai_tu_kankyou/sumai/	耐震化	補助金	木造住宅の耐震診断者派遣 個人負担：6,250円～7,300円	昭和56年5月31日以前に建築された戸建て木造住宅で、所有者自ら居住する住宅。
大玉村	産業建設部 建設課 管理係 (建設課 0243-24-8112)	大玉村木造住宅耐震改修支援事 業	https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/sekai_tu_kankyou/sumai/	耐震化	補助金	木造住宅の耐震改修費用の補助 ①一般耐震改修工事：耐震改修工事費の4/5（上限額100万円） ②簡易耐震改修工事：耐震改修工事費の4/5（上限額60万円） ③部分耐震改修工事：耐震改修工事費の4/5（上限額60万円） ④現地建替工事：耐震改修工事の4/5（上限額100万円）	耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさない昭和56年5月31日以前に着工された戸建て木造住宅で、所有者自ら居住する住宅。
大玉村	産業建設部 建設課 管理係 (建設課 0243-24-8112)	大玉村ブロック塀等撤去改善支 援事業	https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/sekai_tu_kankyou/sumai/blockhojo/	耐震化	補助金	道路等に面したブロック塀等の撤去もしくは改善工事費用の一部を補助する。 ①撤去の補助金額 「撤去の工事費用」と「撤去するブロック塀等の長さ×1万円/㎡」を比較して少ない額の2分の1（限度額10万円） ②改善の補助金額 「改善の工事費用」と「改善するブロック塀等の長さ×1万円/㎡」を比較して少ない額の2分の1（限度額5万円）	①大玉村内の道路等に面した高さ1m以上のブロック塀等 ②申請者は塀等の所有者又は所有者の同意を得ている者 ③撤去後にブロック塀等を再設置しないこと ④村税等を滞納していないこと ⑤ブロック塀等の安全対策として単体で工事を行うもの
大玉村	産業建設部 建設課 管理係 (建設課 0243-24-8112)	大玉村空き家改修等支援事業	https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/teijyuusien/akiya_hojyo/	空き家	補助金	空き家の利活用を促進し、移住の推進及び地域の活性化を図るため、移住者等が定住を目的として行う空き家の改修等に要する経費の一部を助成する。 【改修の補助金額】※税込20万円以上の工事を対象とする ①移住者：補助対象経費の2分の1（限度額100万円） ②地域おこし協力隊：補助対象経費の10分の10（限度額200万円） 【家財処分等の補助金額】 ①移住者：補助対象経費の2分の1（限度額10万円） ②地域おこし協力隊：補助対象経費の10分の10（限度額20万円） 【加算額】 対象空き家の改修を村内業者が請け負う場合、補助額に10万円を加算	①村外からの移住者で、空き家に5年以上定住すること ②移住者と賃貸借契約を締結した空き家の所有者 ③市区町村税等の滞納がない方 ④暴力団関係者でない方 ⑤売買契約又は賃貸借契約が締結された物件 ⑥年度内に改修及び実績報告が完了すること ⑦居住部分に係る一般的な改修工事であること ⑧居住部分のクリーニングおよび家財処分であること
大玉村	産業建設部 建設課 管理係 (建設課 0243-24-8112)	大玉村がけ地近接等危険住宅移 転事業	https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/sekai_tu_kankyou/sumai/gaketijyuutakui_tennhojyokin/	防災対策	補助金	村内のがけ地や土砂災害特別警戒区域等の土砂災害のおそれのある区域に建つ既存不適格住宅を撤去し、村内の安全な場所へ移転する場合に要する費用の一部を補助する。 【既存不適格住宅の補助金額】 除去工事費、動産移転費、跡地整備費、仮住宅費（限度額100万円） 【移転先住宅の建設等の補助金額】 ①借入金利子相当額（限度額200万円） ②工事総事業費の10分の1（限度額200万円）	①既存不適格住宅を撤去し、村内の安全な場所へ移転もしくは移住すること ②撤去した跡地に、住宅を建てないこと ③対象となる住宅に現在居住している方で、当該住宅の所有者であること ④補助金の交付決定後に除去、建設等に関わる契約を行うこと ⑤除去、建設工事等は、補助金が交付決定された年度内に完了すること ⑥村税等を滞納していないこと ⑦暴力団員関係者でないこと
大玉村	総務部 政策推進課 企画係 (0243-24-8136)	大玉村多世代同居・近居住宅取 得支援事業補助金	https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/teijyuusien/jyuutaku_syutoku/tasedai/	同居対応	補助金	村内で新たに多世代で同居又は近居することを目的として、住宅を新規取得又は増改築した方を対象に住宅取得費の一部を補助する。 【補助基本額】※住宅取得に要した経費の2分の1以内 ①新築住宅 上限40万円 ②中古住宅 上限20万円 ③増改築 上限20万円 【加算額】対象住宅の建築を村内業者が請け負う場合、基本額に10万円を加算	【対象住宅】 ①建築基準法等の関係法令に適合していること。 ②旧耐震基準で建築された住宅の場合、耐震診断を完了又は実施すること。 ③住宅の取得日が令和3年1月1日以降であること。 【交付対象者】 ①村内で新たに多世代同居・近居するため住宅を新規取得又は増改築すること。 ②交付対象住宅に自ら居住すること。 ③5年以上継続して、交付対象住宅に定住すること。 ④定住する直前の市区町村の住民基本台帳に、取得日以前の期間が原則として1年以上記録があること。 ⑤村税等の滞納がないこと。 ⑥暴力団員等でないこと。 ⑦過去にこの要綱に基づく補助金の交付を受けていないこと。

地方公共 団体名	担当課 (連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
大玉村	総務部 政策推進課 企画係 (0243-24-8136)	大玉村定住促進住宅取得支援事業補助金	https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/teijyuusien/jyuutakusyutoku/teijyuu/	住宅新築・取得	補助金	村内在住者が住宅を新築した場合を対象に住宅取得費の一部を補助する。 【補助基本額】※住宅取得に要した経費の2分の1以内 新築住宅 上限10万円 【加算額】 対象住宅の建築を村内業者が請け負う場合、基本額に10万円を加算	【対象住宅】 ①建築基準法等の関係法令に適合していること。 ②旧耐震基準で建築された住宅の場合、耐震診断を完了又は実施すること。 ③住宅の取得日が令和3年1月1日以降であること。 【交付対象者】 ①取得日において、原則として1年以上継続して村内に居住していること。 ②交付対象住宅に自ら居住すること。 ③5年以上継続して、交付対象住宅に定住すること。 ④村税等の滞納がないこと。 ⑤暴力団員等でないこと。
大玉村	総務部 政策推進課 企画係 (0243-24-8136)	来て「おおたまむら」住宅取得支援事業補助金	https://www.vill.otama.fukushima.jp/kurashi/teijyuusien/jyuutakusyutoku/kiteotama/	住宅新築・取得	補助金	県外移住者及び子育て世帯の村外移住者を対象に住宅取得費の一部を補助する。 【補助基本額】※住宅取得に要した経費の2分の1以内 1. 県外移住者の場合（福島県来てふくしま住宅取得支援事業補助金を含む） ①新築住宅 上限80万円（村40万円+県40万円） ②中古住宅 上限40万円（村20万円+県20万円） 2. 子育て世帯の村外移住者の場合 ①新築住宅 上限40万円 ②中古住宅 上限20万円 【加算額】 対象住宅の建築を村内業者が請け負う場合 ①県外移住者 基本額に30万円を加算（村10万円+県20万円） ②子育て世帯の村外移住者 基本額に10万円を加算	【対象住宅】 ①建築基準法等の関係法令に適合していること。 ②旧耐震基準で建築された住宅の場合、耐震診断を完了又は実施すること。 ③住宅の取得日が令和3年1月1日以降であること。 ※県外移住で福島県「来てふくしま住宅取得支援事業補助金」の加算を受ける場合、延べ面積が一般型誘導居住面積水準を満たすこと。 【交付対象者】 ①取得日において県外移住者又は子育て世帯（15歳以下の子どもがいる世帯）の村外移住者であること（転入後6年以内の者又は転入しようとする者）。 ②交付対象住宅に自ら居住すること。 ③5年以上継続して、交付対象住宅に定住すること。 ④定住する直前の市区町村の住民基本台帳に、取得日以前の期間が原則として1年以上記録があること。 ⑤地元行政区等の地域活動に積極的に参加できること。 ⑥村税等の滞納がないこと。 ⑦暴力団員等でないこと。